

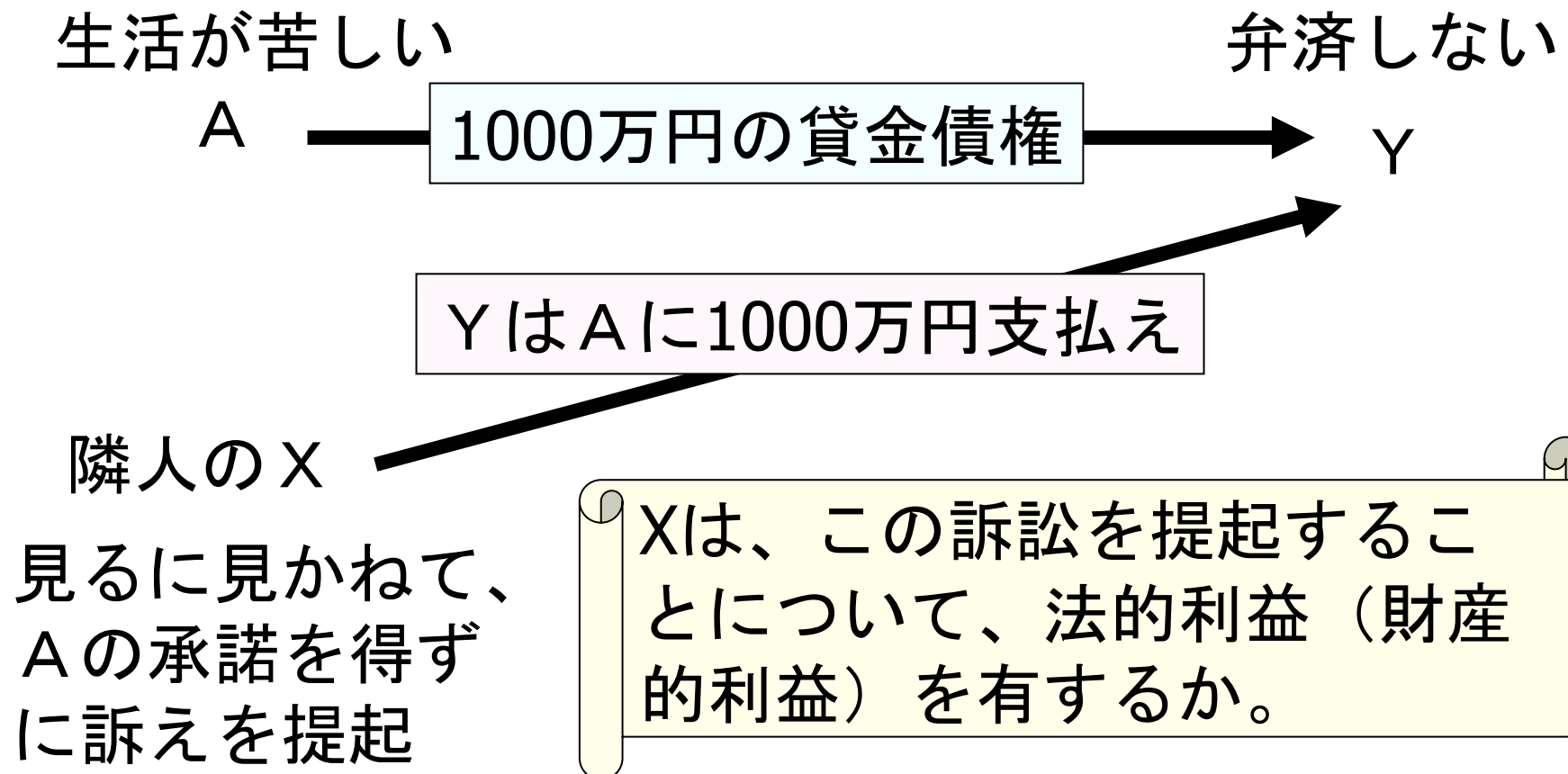
2007年度
民事訴訟法講義
12

関西大学法学部教授
栗田 隆

第12回

1. 当事者適格
2. 訴訟担当

当事者適格



当事者適格の意義

- **権利保護の視点から** 個々の訴訟において、原告が被告との間で勝訴判決を得ることにより、自己の（実体法上の）法的地位を向上させることができる場合には、彼にその訴訟の提起を許容すべきであり、原告と被告のそのような立場（訴訟法上の地位）を当事者適格という。
- **紛争解決の視点から** 個々の訴訟において、当事者として訴訟を追行し、判決の名宛人となることにより、有効な紛争解決をもたらすことができる地位をいう。

当事者適格の作用

- **消極的作用** ある者を当事者として本案判決をしても有効適切な紛争解決がもたらされない場合に、その者の訴訟追行を排除することにより裁判資源の浪費を防ぐという作用。
- **積極的作用** 多数人に関係のある事件について、その関係者の中から訴訟追行に最も適した者を選びだし、その訴訟追行の結果をその他の者にも及ぼし、その反面、その他の者の訴訟追行を排除するという作用。

当事者適格の一般的基準

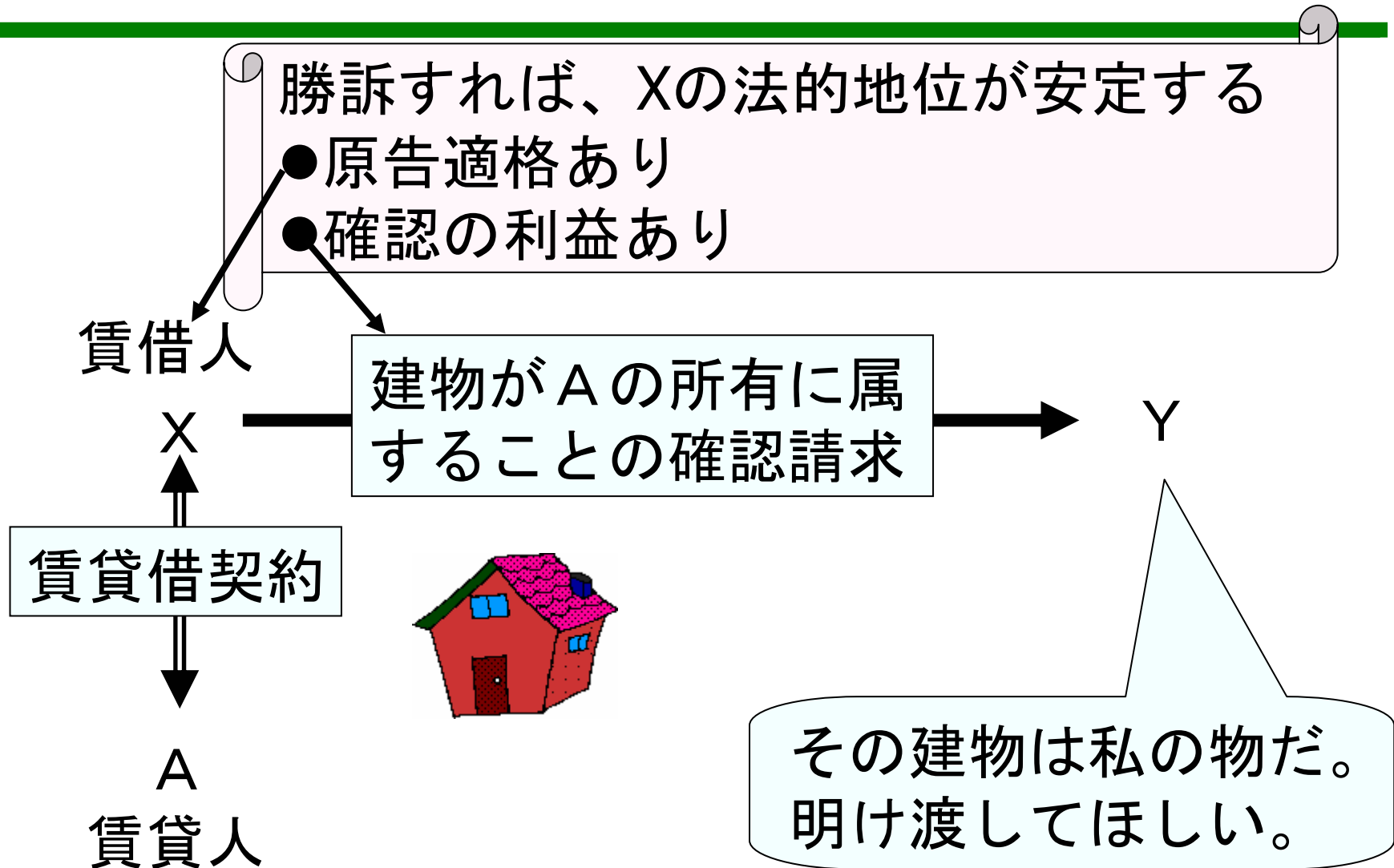
権利保護の視点から

- 正当な原告 請求認容判決によって保護されるべき法的利益が帰属する者
- 正当な被告 その者を被告として請求認容判決を得た場合に、原告の法的利益が保護されるという関係にある者

確認訴訟の当事者適格

- 確認訴訟では、確認の利益と一体的に判断される。
- 特定の権利関係について特定の者を相手方にして確認の利益を有する者が正当な原告であり、その相手方が正当な被告である。

設例



給付訴訟の当事者適格

- 給付訴訟では、自分の請求権を主張する者（原告）と、その者によって義務者と主張された者（被告）が正当な当事者である。
- 原告の主張にしたがって判断される点に注意。

設例（1）

- Xは、Yに100万円を貸したと主張して、Yを被告にその返還請求の訴えを提起した。
- 審理の結果、本当の借り主はYではなく、消費貸借契約の締結の際にYに付き添っていたAであると裁判所は判断した。
- XはYが債務者であるとして訴えを提起しているのであるから、Yは被告適格を有する。裁判所は、Yに対する請求を棄却すべきである。

設例（2）

- Xの所有地上に無断で未登記の建物が建てられている。Xは、それをYの所有物であると考えて、Yを被告にして建物収去土地明渡請求の訴えを提起した。
- 審理の結果、その建物は、Zの所有物であることが判明した。
- Yは被告適格を有する。裁判所は、Yに対する請求を棄却すべきである。

設例（3）

- マンションの改修工事にともない、Xの部屋の外の壁面に出窓風の飾り物が設置された。Xは、その飾り物の撤去をマンション管理組合に求めた。
- 裁判所は、飾り物は外壁に強固に固定され、建物に附合しており（民242条）、マンション所有者全員の共有に帰していて、管理組合にはその撤去の権限はないと判断した。
- 裁判所は、どうすべきか。 最高裁昭和61年7月10日判決・判例時報1213号83頁参照

形成訴訟の当事者適格

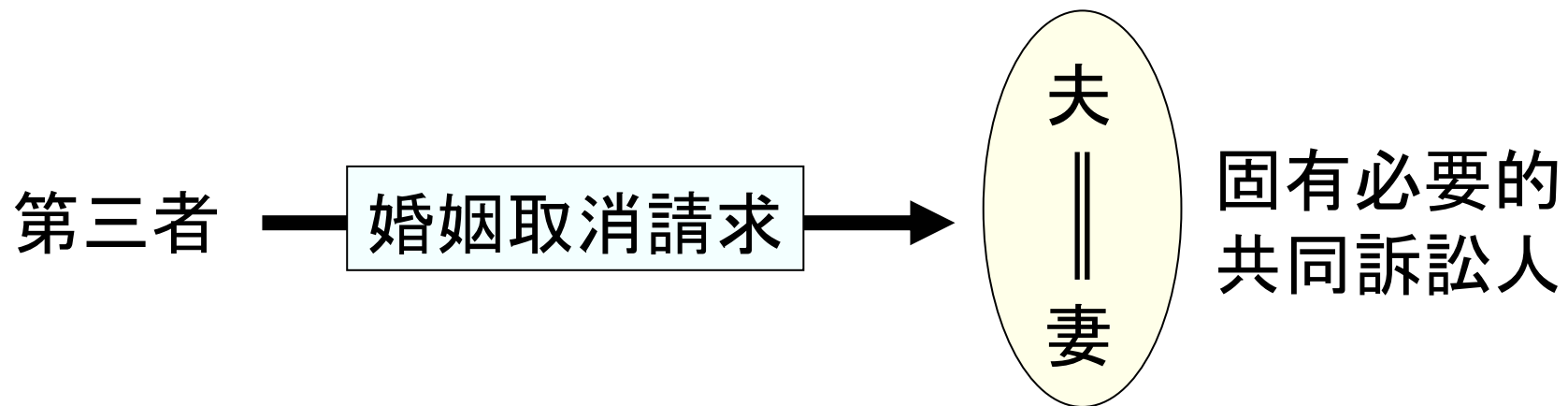
- 形成訴訟では、原告・被告となる者はおおむね法定されており、その者のみが当事者適格を有する。

婚姻取消訴訟の当事者適格者

- 原告適格者（民744条）
 1. 婚姻当事者、その親族または検察官
 2. 重婚及び再婚禁止期間に違反した婚姻の取消しの訴えについては、この外に、当事者の配偶者・前配偶者。
- 被告適格者（人訴12条）
 1. 夫婦の一方が取消しの訴えを提起する場合には、他方
 2. 第三者が提起する場合には、夫婦双方または生存する一方、双方とも生存していないときは検察官。

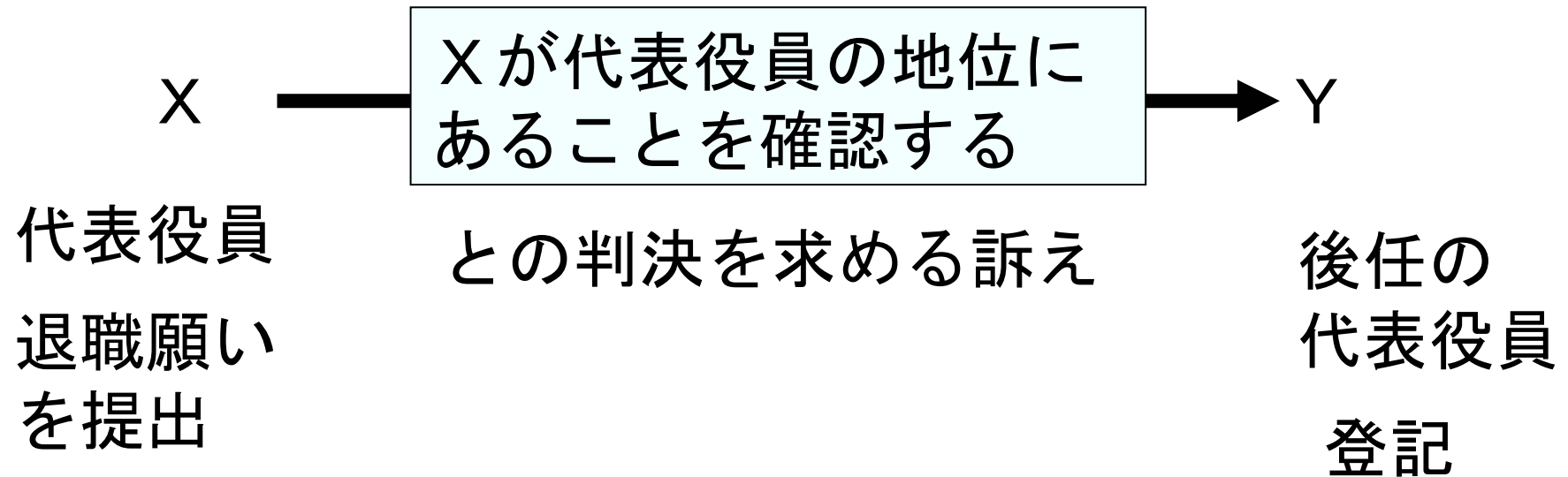
固有必要的共同訴訟

一定の利害関係をめぐる紛争については、利害関係人全員につき一挙一律に解決する必要から、その全員が共同で訴え、または訴えられねばならない場合がある。この場合には、その全員が一緒になって初めて訴訟追行権を有し、各自単独では訴訟追行権を有しない。



団体の内部紛争の場合

宗教法人 A 寺



Y を被告とするのが適当か。
A 寺を被告とする必要はないか。

見解の対立

- A) 団体説 当該団体を当事者とすべきであり、かつそれで足りるとする見解。（判例・多数説）
- B) 利害対立者説（代表者原則説） 団体の決議の効力が争われている場合について、当該決議の効力について原告と正反対の利害関係をもつ者とする説。
- C) 団体＋代表者説 団体のほかに代表者も被告となりうるとする説。

最判昭和44. 7. 10民集23-8-1423 (1)

- 法人を当事者とすることが必要である 法人を当事者とすることなく、当該法人の理事者たる地位の確認を求める訴を提起することは、たとえ請求を認容する判決が得られても、その効力が当該法人に及ばず、同法人との間では何人も右判決に反する法律関係を主張することを妨げられないから、右理事者の地位をめぐる関係当事者間の紛争を根本的に解決する手段として不十分である。

最判昭和44. 7. 10民集23-8-1423 (2)

- 法人を当事者とすれば足りる 法人の理事者が、当該法人を相手方として、理事者たる地位の確認を訴求する場合にあっては、その請求を認容する確定判決により、その者が当該法人との間においてその執行機関としての組織法上の地位にあることが確定され、この判決は対世的効力を有するから、当該法人を相手方とすることにより紛争を根本的に解決することができる。

団体説の適用範囲

- 株主総会決議不存在・無効確認の訴え（会社法834条16号）
- 株主総会決議取消しの訴え（会社法834条17号）

会社法854条の役員解任の訴え

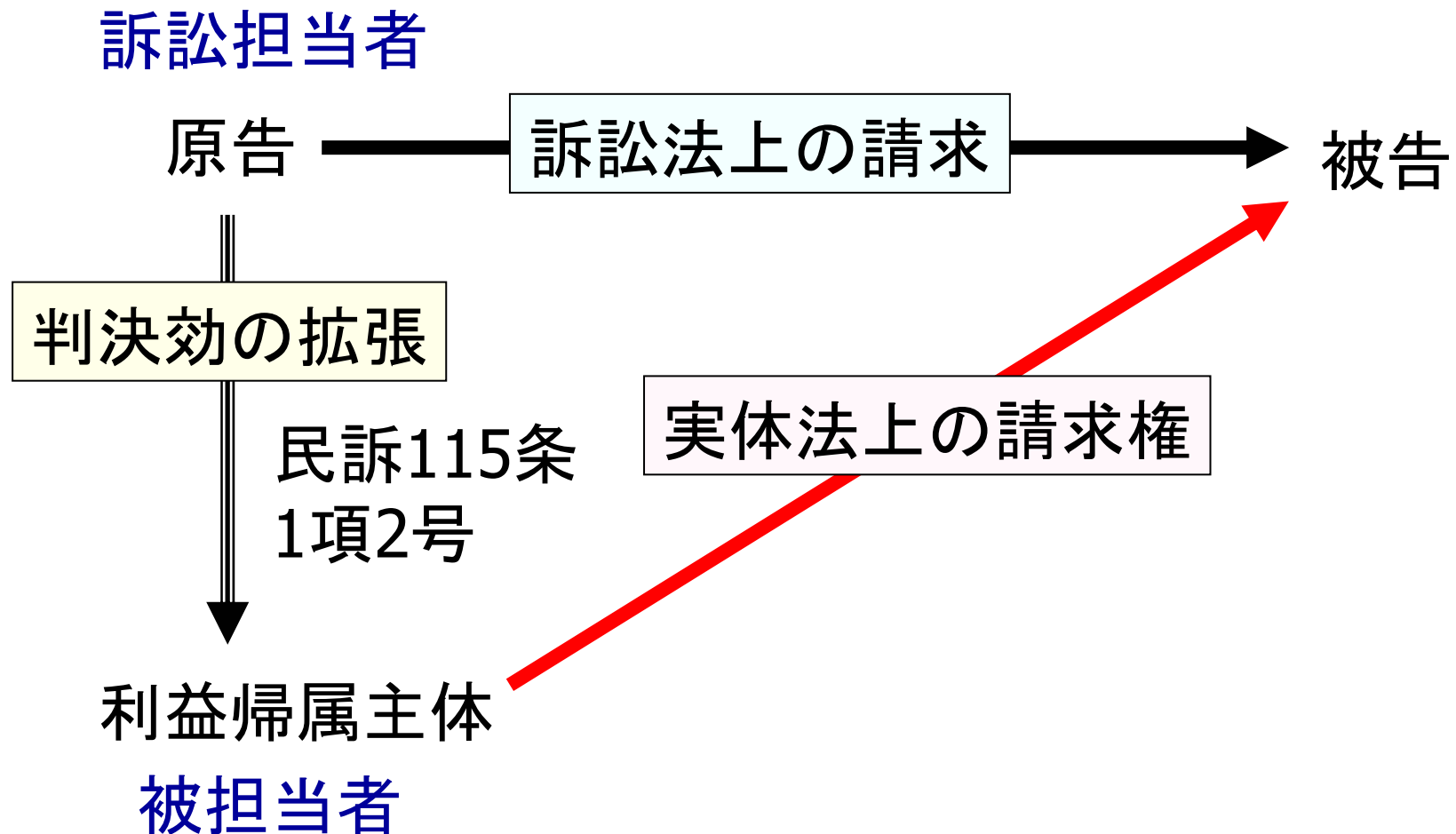
- これは、会社と取締役との間の会社法上の法律関係の解消を目的とする形成の訴えであるから、当該法律関係の当事者である会社と取締役の双方を被告とすべき固有必要的共同訴訟である（会社法855条）。最判平成10年3月27日参照。
- 実質的理由： この訴えにおいて争われる内容は、『取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実』があったか否かであるから、取締役に対する手続保障の観点から、会社とともに、当該取締役にも当事者適格を認めるのが相当である。

第三者の訴訟追行

利益帰属主体以外の者が当事者となる場合

- **訴訟担当** 利益帰属主体（本人）以外の者（第三者）が自己の名で訴訟を追行し、（ α ）しかも判決効が利益帰属主体にも及ぶ場合（115条1項2号）である。（ β ）訴訟担当者が担当資格を失うと、原則として、訴訟手続は新資格者が受継するまで中断する（124条1項5号・6号）。
- **固有適格** 訴訟追行者が固有の利益に基づき他人の権利関係について訴訟を追行する場合であり、判決の効力が利益帰属主体に及ばない。

訴訟担当の図解例



法定訴訟担当

- 利益帰属主体（本人）の意思に基づかずに、法律の規定によって、第三者が訴訟追行権を有し、利益帰属主体の訴訟追行権が排除される場合を指す。
- 訴訟追行の結果が本人に及ぶのが原則であるが、判決（特に敗訴判決）を本人に拡張することの正当性の根拠・度合いは、各類型で異なり、それに応じて、及ぼす範囲も異なる。

職務上の当事者

- 法律上ある職務にある者が、その職務にあることに基づき、本来は自己と関係のない訴訟について当事者適格を認められている場合。
- 例
 1. 本人が存在しない場合 人訴12条3項
 2. 本人が存在するが、訴訟追行できない場合 人訴法14条。

包括的管理権者

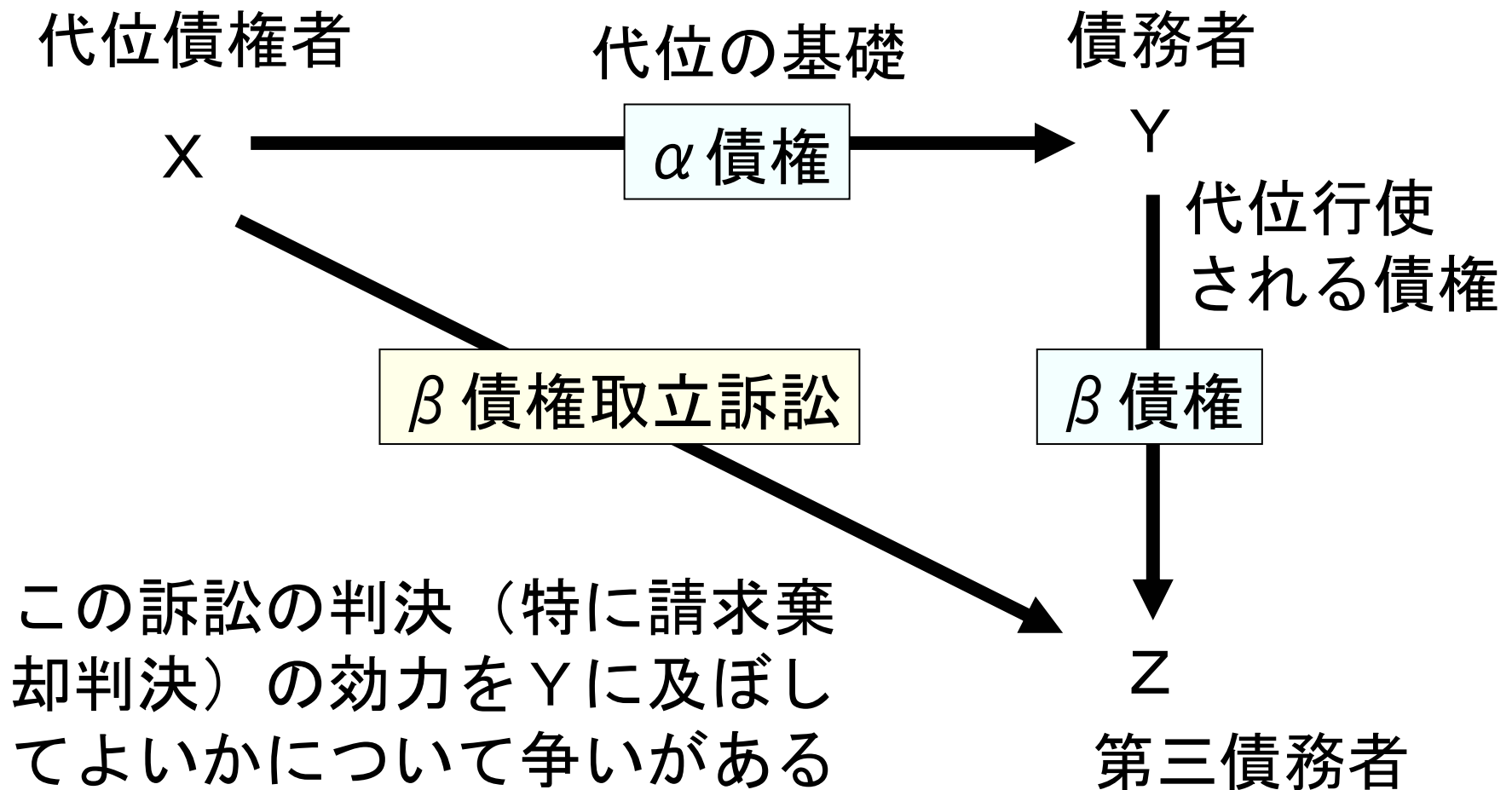
- 他人の一定範囲の財産につき包括的管理処分権を与えられた財産管理人ないし代理人は、その財産について訴訟担当者となる。
- 例
 1. 破産財団に関する訴訟における破産管財人（破産法78条1項・80条）
 2. 外国倒産処理手続の承認に伴い管理命令が発せられた場合の承認管財人（外国倒産36条1項）

自己のための訴訟担当

(担当者自身のための訴訟担当)

- 担当者の権利の実現ないし保全のために、利益帰属主体のもつ管理処分権および訴訟追行権が法律により担当者を与えられている場合
- 権利帰属主体に権利行使の機会を与えることが
 1. 要件となっているもの 代表訴訟の株主
(商847条1項・3項)
 2. 要件となっていないもの（これについては、訴訟担当説と固有適格説との対立がある）。
差押債権者（民執155条1項・157条）、代位債権者（民423条）、債権質権者（民367条）

債権者代位訴訟



固有適格説

- 債権者代位訴訟などは訴訟担当ではなく、判決の効力は利益帰属主体に及ばないと説く。

根拠

1. 訴訟追行者は、固有の利益に基づき他人の権利関係につき訴訟を追行しているのであり、彼の当事者適格を基礎付けるのは訴訟追行についての彼固有の利益である。

固有適格説（続）

1. したがって、訴訟追行者が彼の利益のためにした訴訟追行から権利帰属主体に不利益な結果が出た場合に、それを利益帰属主体に押し付けることは妥当でない。
2. 相手方は二重応訴の負担を負わされることになるが、この不利益は、相手方が利益帰属主体を訴訟に引き込むことによって回避することができる。相手方にかかるこの不利益よりも、判決効の拡張により利益帰属主体にかかる不利益の方が深刻である。

訴訟担当者の独自の主張

- 独自の主張が許される類型 破産管財人は、破産者が有していた管理処分権を取得して行使するが、同時に破産債権者の利益代表でもあるので、破産者とは異なる第三者性が認められる場合がある。
- 独自の主張が許されない類型 債権者代位訴訟については、代位債権者は独自の主張を提出することができない（最判昭和54年3月16日）。

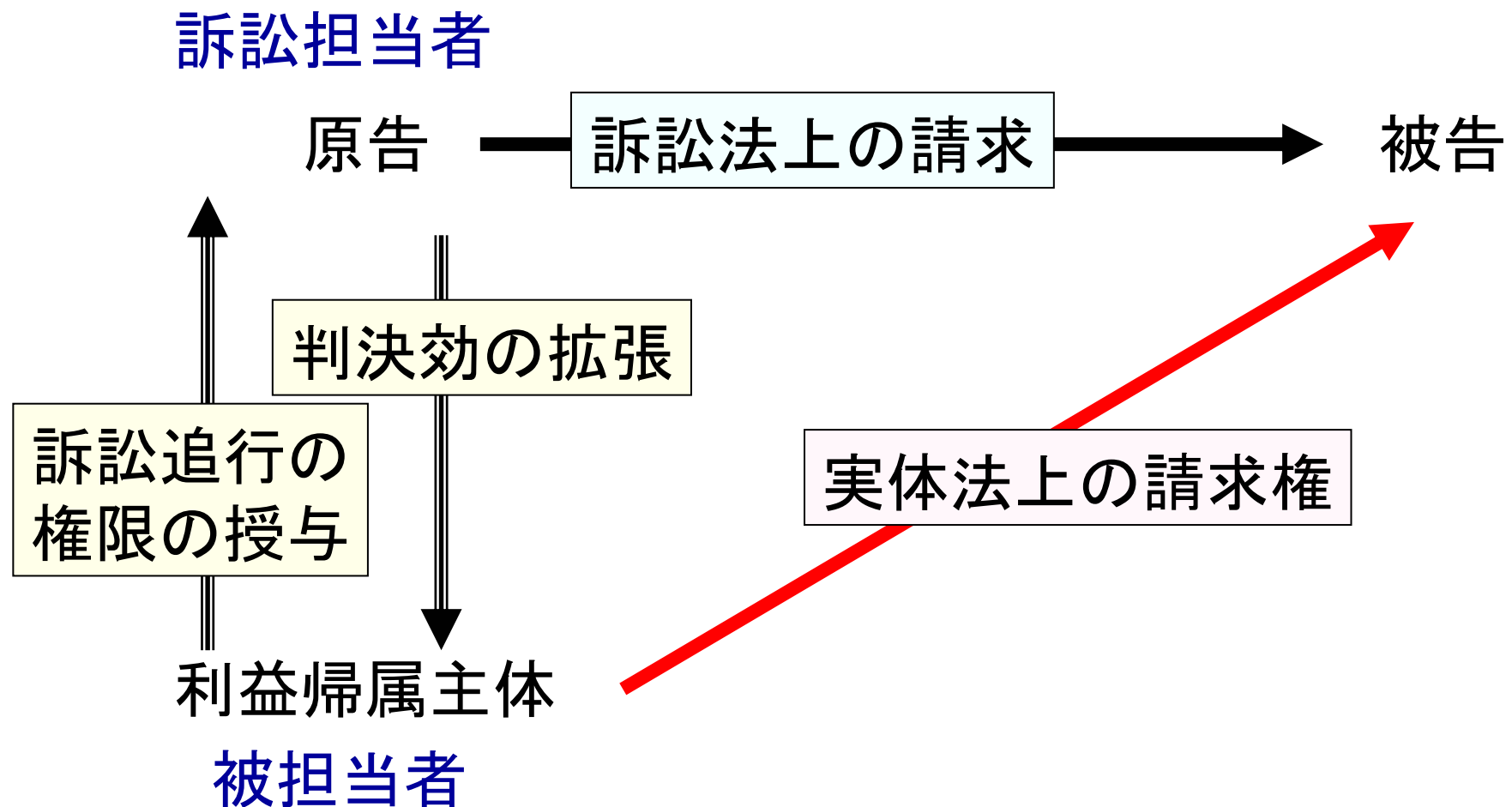
当事者となりうる者の競合

- 原則 法定訴訟担当者が訴訟を追行している間は、利益帰属主体は訴訟物たる権利関係について当事者となり得ない。
- 例外 特定不動産を特定の相続人に相続をさせる旨の遺言がなされ、当該不動産の登記名義が被相続人以外のものにある場合（最判平成11年12月16日は、遺言執行者も相続人も当事者となりうることを認めた）。いずれが訴訟追行をしても、その結果である判決の効力は他方に及び、また、重複訴訟は禁止される（142条）。

任意的訴訟担当

- 利益帰属主体の意思に基づき彼が指定した者に当事者として訴訟追行することが授権され、その訴訟追行の結果が利益帰属主体に及ぶ場合を任意的訴訟担当という。
- 機能的には任意代理と大差がない。これを広く許容すると、暴力団員等が法的紛争に介入して不当な利益を貪ることを禁止しようとした弁護士代理の原則（[54条](#)）ならびに訴訟信託の禁止（信託法11条）の趣旨が損なわれるので、一定の要件のもとでのみ許される。

任意的訴訟担当の図解例



任意的訴訟担当の要件

許容規定がある場合

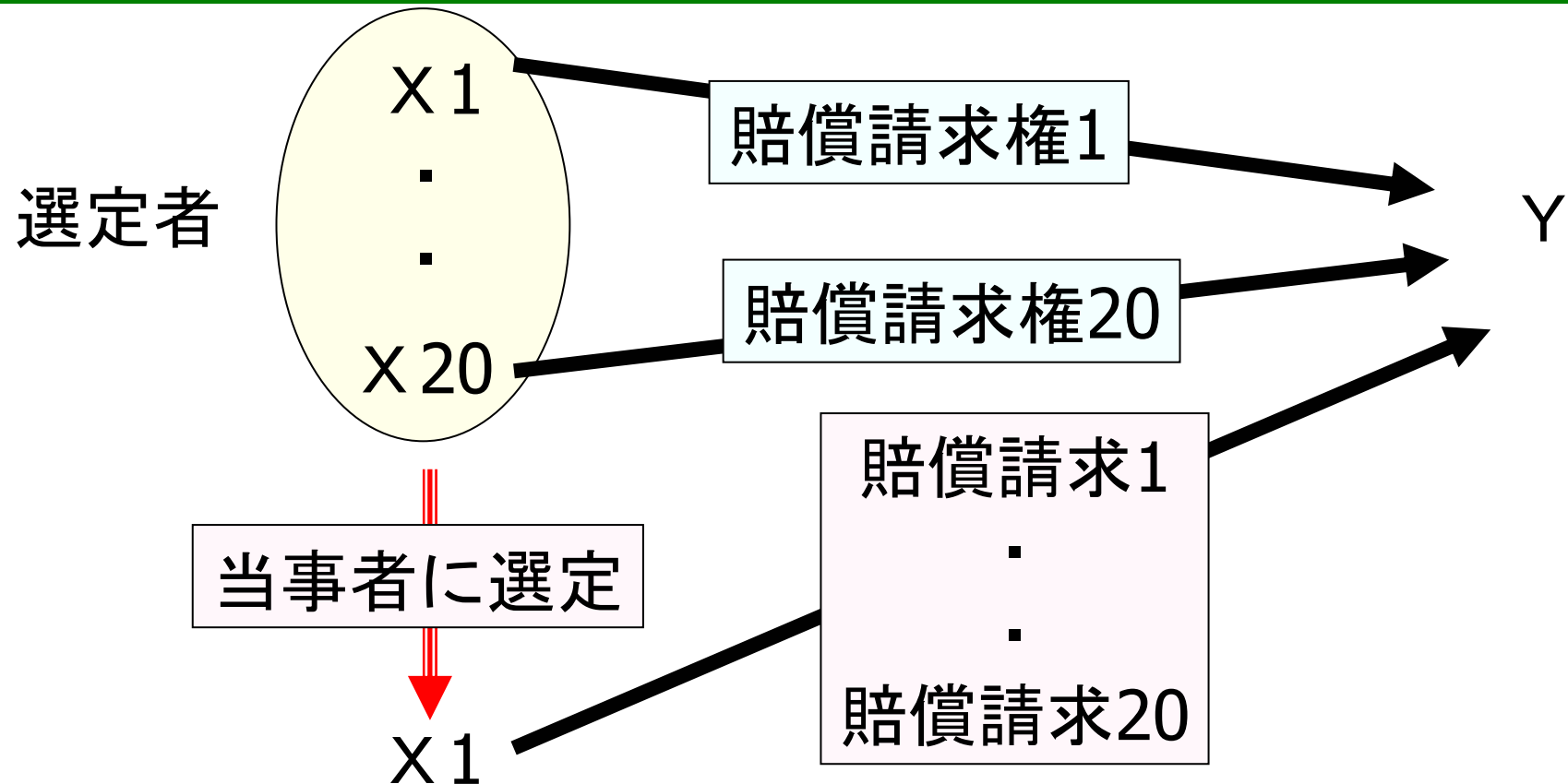
訴訟担当を許容する明文の規定がある場合には、所定の要件が充足されることが必要である。

1. 選定当事者（30条）
2. 建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者（同法26条4項） 裁判外では区分所有者の代理人である（同法26条2項）。
3. 債権の管理回収業務の委託を受けた債権回収会社（債権回収業法11条1項）。

選定当事者（30条）

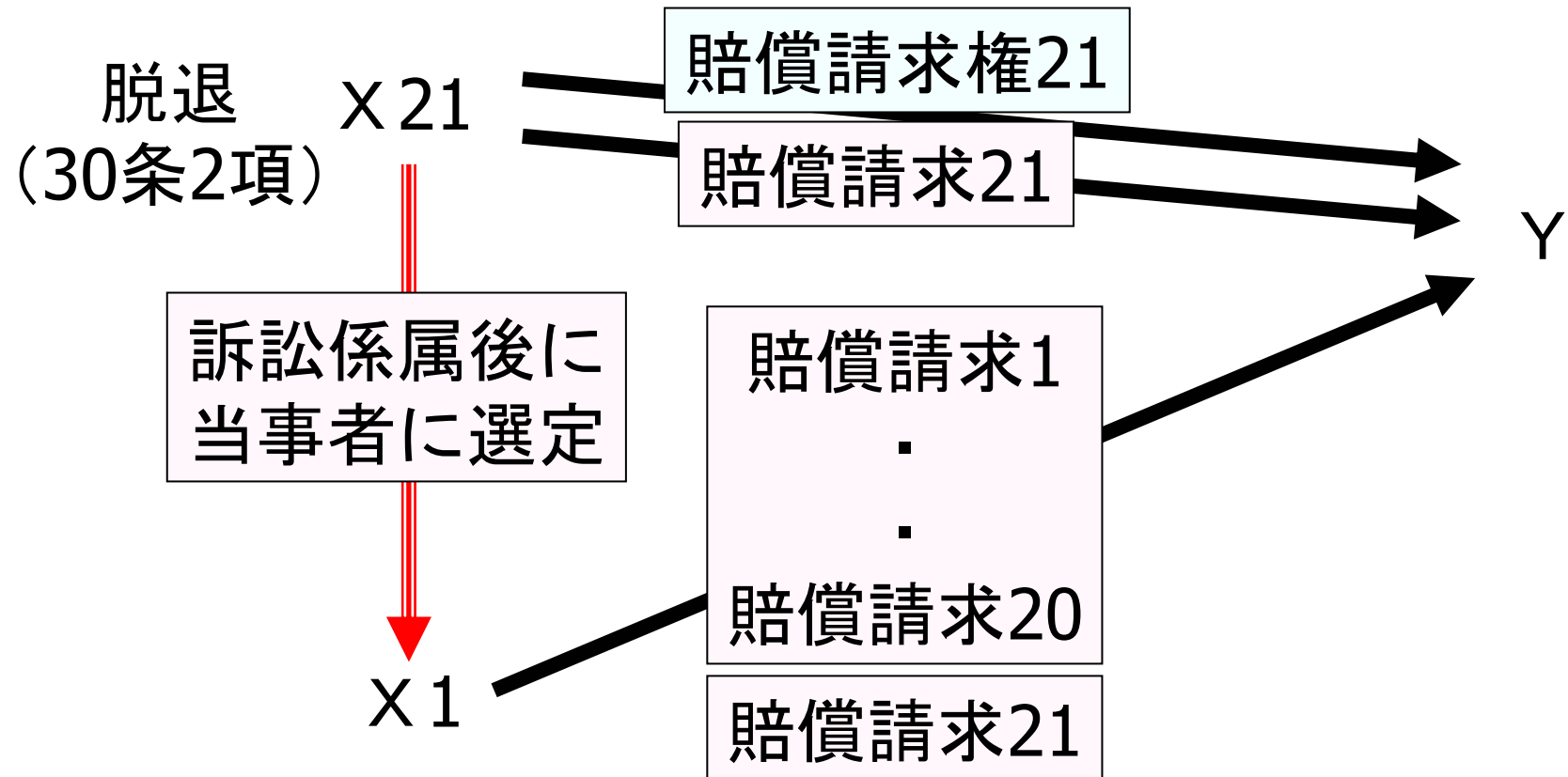
- 共同の利益を有する多数の者で29条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき1人又は数人を選定することができる。
- 「共同の利益」は、主要な争点が共通していることで足りる。38条前段の場合はもちろん、38条後段の場合でもよい。複数の債権者のために連帯保証をした者に対して、債権者たちはそのうちの一人を当事者を選定することができる。

例1 (30条1項)

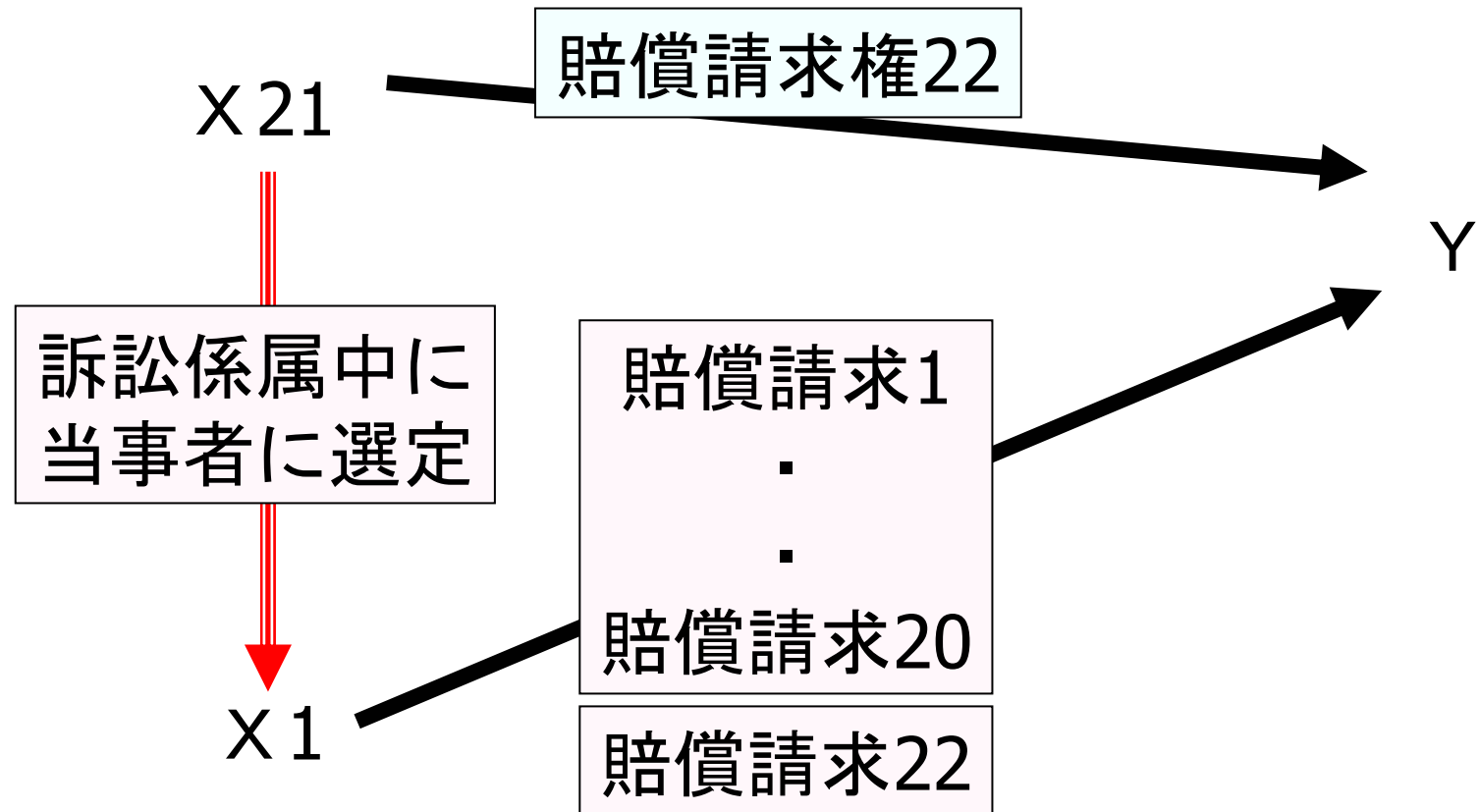


被選定者あるいは選定当事者（30条4項）

例2 (30条1項・2項)



例3 (30条3項・144条1項)



X 1は、X 22のための請求を追加する (144条1項)

任意的訴訟担当の要件2――許容規定がない場合

法律に明文の規定のない場合には、次のような一般的要件の下で許される。

1. 弁護士代理の原則、訴訟信託の禁止の趣旨に反するおそれがないこと。
2. 訴訟担当を認める合理的必要があること

訴訟追行の授權

- 担当者が敗訴した場合には、被担当者は係争権利を喪失する結果となるので、被担当者からの授權はそうした結果を承認する意思を含めた個別的授權が必要であり、単なる権利行使の授權（例えば、取立授權）では不十分である。
- 授權は、紛争発生後の授權でも、発生前からの授權でも、あるいは団体の定款等に見られる包括的な授權でもよい。

任意的訴訟担当が許されうる場合（1）

- 民法上の組合の財産関係訴訟について、業務執行組合員や清算人
- 権利能力のない社団・財団における代表者・管理人（入会団体について、最高裁平成6年5月31日判決・民集48巻4号1065頁）

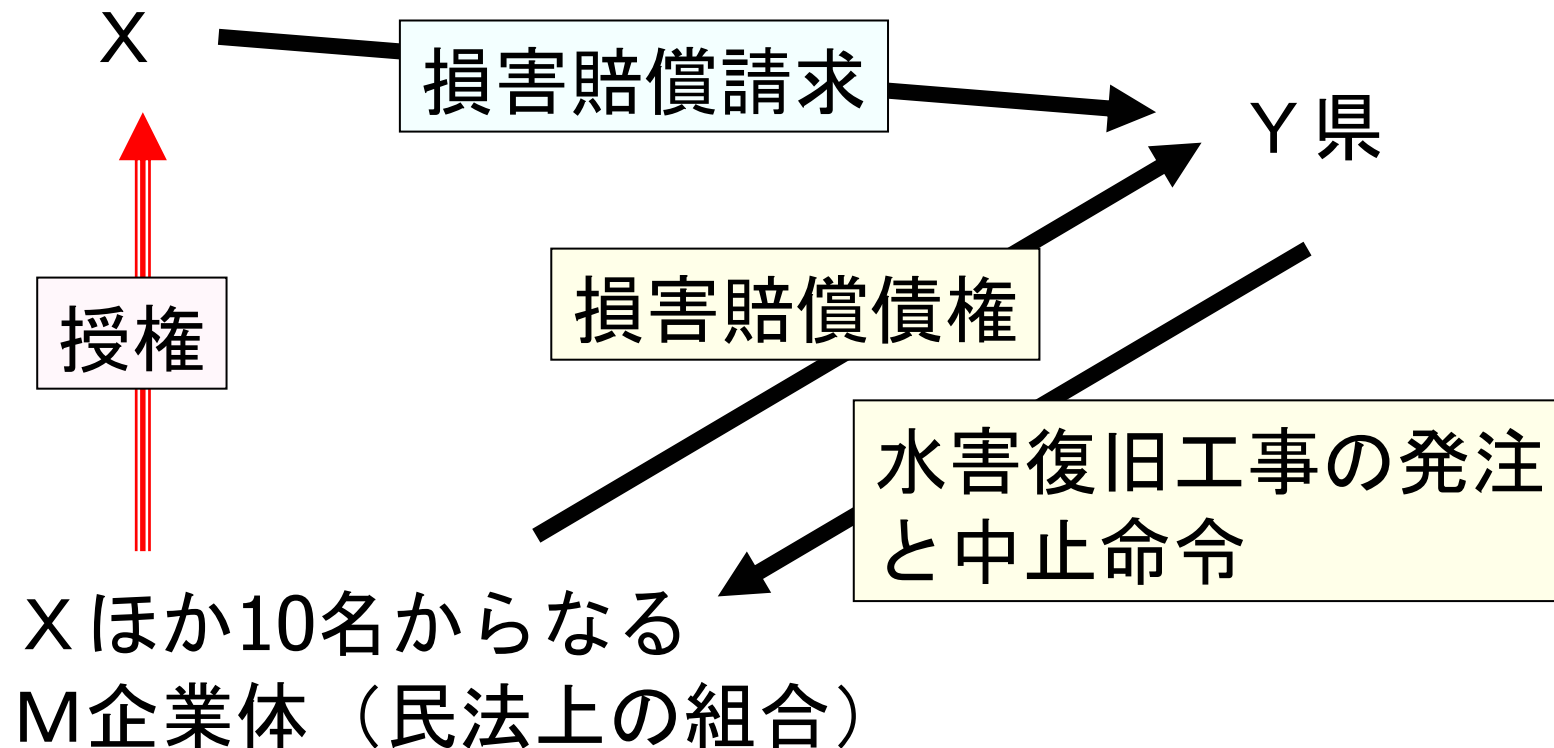
任意的訴訟担当が許されうる場合（2）

- 不動産の買主に対して第三者が所有権を主張して返還を求める場合に、売主が買主の授權を得て買主のために訴訟を迫行する場合
- 債権譲渡人が債務者に対する対抗要件を得ていない債権譲受人に代わって、訴訟をする場合（債権譲渡対抗要件特例法2条1項参照）。

任意的訴訟担当が許されるか争いのある例

- 労働組合が組合員の労働者としての権利（賃金債権等）につき訴訟担当者になりうるかについては、争いがある。

最（大）昭和45年11月11日判決



最（大）昭和45年11月11日判決

- 任意的訴訟信託は、民訴法が訴訟代理人を原則として弁護士に限り、また信託法11条が訴訟行為をなさしめることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照らし、一般に無制限にこれを許容することはできないが、当該訴訟信託がこのような制限を回避・潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には、許容するに妨げない。
- 組合規約に基づいて業務執行組合員に自己の名で組合財産を管理し、組合財産に関する訴訟を追行する権限が授与されている場合には、単に訴訟追行権のみが授与されたものではなく、実体法上の管理権・対外的業務執行権と共に訴訟追行権が授与されているのであるから、右の一般原則に照らして、この任意的訴訟信託は許される。

任意的訴訟担当者の訴訟追行 選定当事者を例にして

選定当事者は、機能的には任意代理人に類似し、代理の基本規定である法定代理に関する規定のいくつかが選定当事者に準用される。

1. 資格証明（規則15条2文）
2. 選定行為を欠く場合の処置（34条3項・1項・2項）
3. 選定の取消・変更（規則17条2文）
4. 訴訟代理権の不消滅（58条3項）
5. 手続中断・受継（124条1項6号）

判決効の拡張

- 選定当事者が追行した訴訟において下された判決の効力は、選定者の有利にも不利にも及ぶ（115条1項2号、民執23条1項2号）。
- 判決効拡張の正当化の根拠は、選定行為（被担当者から担当者への授権）である。